

●香川県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年12月22日から令和6年1月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 西植田高松線（156号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市六条町字中筋336番1 地先から 高松市六条町字中筋335番地 先まで	11.5~17.2	28	平成30年7月20日付け香川県告示第202号の一部

- 4 供用開始の期日 令和5年12月22日